

本野英一著

『伝統中国商業秩序の崩壊
——不平等条約体制と「英語を話す中国人」——』

名古屋大学出版会 2004年 iv+394+28ページ

おか もと たか し
岡 本 隆 司

I

「旧中国社会が西洋近代から如何なる衝撃を被り、これに対応しつつどのような変容を遂げたかを説明することは、今なお有効にして容易ならざる課題である。なぜならそれは『旧中国社会』とは何であったかはもとより、『西洋近代』とは何かについてそれぞれ独自の見解を持ち、これに基づく新たな観点からの歴史叙述を研究者に要求するからである」〔本野 2000, 72〕。

本書の問題意識はこの引用文につきる。そもそも、清末中国とイギリスの貿易を題材とした処女論文から、著者の関心はまっすぐ、上のような「課題」に向かっていた。本書はこれにこたえる「歴史叙述」にして、全面的な「説明」の試みである。著者にはすでに、方法・趣旨をほぼ同じくするMotono (2000) があって、本書と重複する部分も少なくない。しかし仔細にみれば、大きな出入がある。本書はその後にものした研究をくわえ、民国初期に説き及ぶとともに、さらに所論を展開しつつ主題をしづらこみ、次のような5部構成となっている。

序論

- 第I部 中国における「自由貿易」原理の挫折
- 第II部 輸出入取引制度をめぐる対立
- 第III部 「不平等条約」特権を利用する中国人
- 第IV部 在華イギリス商人の対応
- 第V部 在華イギリス当局の対応

結論

II

以上はさらに、大きく3つの部分にまとめることができる。第1の部分は第I部と第II部、すなわち1880年代までの動向である。1860年代以降、アロー戦争で「不平等条約」をみとめさせ、中国市場へ進出したイギリス企業をまちうけているものは、中国人有力同郷同業団体との対決であった。上海の輸出入取引決済を主たる局面として、1883年恐慌まで20年間つづいたその対決の結果は、イギリス側にとって、決済制度に若干の改善をもたらしただけで、とても満足できるものではなかった。中国側の同郷同業団体が事実上、国内市場を牛耳ったのみならず、イギリス側はそれでも、「自由貿易」原則を主張しなくなるほど不利な立場に立たされ、その活動も租界内部に押し込められていったのである。

著者はこうして、世界大の貿易金融のしくみとその推移を描くと同時に、それに対応する中国国内の信用構造をみなおすことで、より精密かつ動態的な事実経過を解明し、その経過に一貫して作用する「経済秩序原理」に着眼する。この間、恐慌が起きたたび、外国商社の取引を仲介した買辦商人が多大の負債をかかえ、誰がそれを補償するか、に中英間の争点は集中した。そのありようをよく伝えるのは、在華イギリス商社や植民地銀行が買辦・同郷同業団体を相手どって起こした民事訴訟であり、また中英当局間でくりかえされた外交交渉である。そのなかから、買辦をして「背信行為」をとらせる根本的な要因、中英対立の本質がうかびあがってくる。

清朝側は「伝統的な経済秩序原理」にもとづき、同郷同業団体を擁護した。それを禁じた条約はないという見解である。イギリス側はこれに対し、「自由貿易」を定めた条約に背くと批判した。かれらの認識では、それは外国企業が取引する商品の独占、商人の統制をもたらすものにはかならなかったからである。けっきょく条約をふりかざすだけでは、その壁を打破できなかった。そのためには「秩序原理」に即した対策を講じる必要がある。もっともその担

い手は、イギリス人ではない。「英語を話す中国人」である。

「伝統的な経済秩序」をなりたたせた「原理」は何か、それは「ある地域の経済活動を独占する同郷同業団体を保護する見返りに彼らに徴税を請け負わせる」(113ページ)にある、というのが本書の定義である。その「徴税」とは、釐金をはじめとする内地諸税に対するそれであった。それなら、同郷同業団体の独占と統制を無力化するには、外国企業と取引する中国商人に対し、釐金納入を免除して同郷同業団体から離脱せしめ、それで得られなくなる「保護」の代替として、事業失敗時の危険負担を軽くしてやればよい。「不平等条約」体制には、前者を可能とする外国商人の子口半税特権、後者を可能とする株主の有限責任制が存在する。「英語を話す中国人」が見いだしたのはそれである。

この点を具体的に究明したのが、1880年代から90年代をあつかう、第Ⅲ部を中心とした第2の部分であって、本書の転回軸をなすといってよい。輸出入関税の半額を支払って釐金免除を獲得できる子口半税特権を中国商人が「悪用」する事態は、1870年代から起っていたけれども、なお組織的な利用とはならなかった。1880年代初頭、ジャーディン・マセソン商会の買辦・徐鴻達が主導した怡和絲廠の設立が、その嚆矢である。イギリス株式会社法による株主の有限責任制享受をみこんだ工場の設立、その原料調達において、子口半税特権の許可適用証たる「三聯單供与を伴う乾燥繭取引組織の発展」(151ページ)は、上海絲業会館の存立にかかわるものとして清朝当局者に脅威を与えた。

1890年代になってようやく、外国企業は2つの「不平等条約」特権の威力に気づき、その利用にとりかかる。このころから急増した「三聯單」の配布、そして外交交渉の焦点となり下関条約第6条第2項4に帰結する工場設立問題は、それぞれ子口半税特権と株主の有限責任制を外国側がはっきり認識したこと、中国商人がそれらにひきつけられ、同郷同業団体の羈絆を離れはじめたことの証左であった。このままでは「秩序」が維持できなくなる、その事態をおそれた清朝側は、こうした「不平等条約」特権

の無効化をはかる。かくて紛争の性格は「歴史的変化」を遂げた。清朝政府官僚が「子口半税特権と株主の有限責任制を利用する中国人」をめぐって、争いを惹起するようになったからである。

清朝側の対策は中国人の工場開設と政府の商法整備に集約される。前者は産地での工場経営と、外国企業の原料買付に対する規制強化を通じて、子口半税特権を克服する足がかりをつかむことができた。それに対し、後者は完全に挫折する。なかんづく破産律は、株主の有限責任制の利用を克服し、在華イギリス企業が吸収していた中国人株主の資金を中国系の企業に引きもどすねらいで制定されたものだった。ところがそれは、中国の社会構造と商慣習から遊離していたため、国内金融業者の反対に遭って撤回を余儀なくされる。

したがって以後も、無効化できなかった株主の有限責任制の利用をめぐる紛争がつづくことになった。その経過をたどったのが、第V部を中心とする第3の部分である。1880年代以降、買辦と中国商人の環境は大きく変化していた。1883年恐慌直後の民事訴訟を通じて、ようやく外国企業は買辦の法的地位を改めることに成功し、その債務補償責任から免れることができた。しかしそれは同時に、買辦からの債権回収が困難になったことをも意味しており、そのため外国企業の事業展開に支障をきたす結果をもたらしていた。

そうした情況が転換したのは「ゴム株式恐慌」後の負債償還問題である。辛亥革命の展開とも密接な関係を有するこの紛争を通じ、外国側は自己の債権回収を優先し成功させた。この事実はいいかえれば、もはや「買辦、中国商人にとって彼らの財産の安全を制度的に保証してくれる権力者も場所もなくなつた」(265ページ)ことにほかならない。在華外国商社は「『不平等条約』特権を財産保護に利用させてくれ」(同ページ)なくなり、「イギリス法体系」を優先させる訴訟審理に抗するすべもなかった。自らの資産を守る最後のよりどころは、「治外法権」と株主の有限責任制を利用した、偽装イギリス籍有限責任株式会社の設立である。その乱立と取締に手を焼いたイギリス当局は、「英語を話す中国人」を自国の

在華企業の設立経営から除外しようとする。紆余曲折を経て制定されたその法令が第1次大戦後に効力を発すると、中国人を外国企業にひきつける歴史的条件は大きく変化することになった。その展望を指示して、本書はしめくくりとなる。

III

決済・幣制、子口半税や工場敷設など、中国近代の貿易金融史上、通説化している具体的論点のみなおしからはじまり、前人未踏の民事訴訟の犀利な分析、それを通じた買辦と同郷同業団体の実態・役割の解明、ひいては「英語を話す中国人」の発見、従来の不平等条約史観の転換、中国と西洋の「経済秩序原理」の理論化にまで及ぶ。こう並べただけで、本書の貢献がいかに重大かつ広汎かわかる。逐一それを説き出せば、とても規定の紙幅に収まらない。すでに的確な論評〔村上 2003, 83-86〕もあるので省略したがう。

本書の魅力は精細な事実描写と壮大な理論構築の一体化にある。現在の歴史研究ではもはや両極分解してしまった観のある両者が、本書で本来あるべき姿をとりもどした。中英間の企業レベルにおける取引関係と、そこで起こったおびただしい紛争、民事訴訟を丹念に追跡し、それぞれに通底する一般的な論点をひきだしてくる「叙述」が、何といっても圧巻である。そこは下手な紹介によらず、ぜひ読者各位で満喫してほしいと思う。もっとも何の予備知識もなく、いきなり本書を繙いても、ディテールに迷い込んで、難解と感じかねない。そうならないためには、あらかじめごく大づかみにでも、本書全体の「歴史叙述」を頭に入れておいたほうがよい。ここまでの要約はそんな老婆心による。妄評はしたがって、蛇足とされる向きも多いであろう。

それでも評者が一読者として、余計な危惧と老婆心を抱かざるをえなかった理由はある。その事実描写と理論構築に、いささかの書き急ぎが目についたからである。まず細部の描写について、著者は外交交渉・民事訴訟における当事者の「肉声」を縦横に使って「叙述」したはずだが、それがあまり伝わっ

てこないと感じるのは評者だけではあるまい。たとえば第II部第7章のダヴェンポートと劉瑞芬の交渉、「安昌・裕康洋行对上海潮惠会館事件」の審理は、イギリス側の「自由貿易」原則と中国側の「伝統的な経済秩序原理」が鋭く切り結んだ場面である。そこには、両者の「認識」構造にまで立ち入った考察もある。それならぜひ、両者がそれをどんな言葉で表現し、互いにどううけとめたか、そうした原語の引用と解釈が必要となろう。とくに中国側の発言、「別種の独占団体までも禁じた」(113ページ)という文言が史料原語はどうなのは、当時の「認識」と客観的な解釈にかかる重大な問題だと思う。簡潔な事実経過が「原理」対立の理論に直結するから、読み手にはとりつく島がなくなってしまうのである。

それはしたがって、理論「叙述」にも影響を及ぼしている。著者のいう近代西洋社会と旧中国社会の「経済秩序原理」は、その定義だけみれば明快このうえない。だがその提示は、やはりわかりにくい印象をうける。「秩序原理」対立の構図は全体を通じて、事実描写を導き出す前提をなすと同時に、そこから論証帰納された結論をなすようにも見えるからである。これでは循環論法、同義反復に誤解されかねない。

その理由は「秩序」という概念が多用に失するところにある。評者の読解によれば、西洋の原理は「個人所得、私有財産の排他的所有権」であり、それを具現化した制度がこの時期の「不平等条約」である。それらにもとづく通念を表現した行為一般が「自由貿易」であった。原理と制度、行為は各々、次元と時期範囲を異にする。いっぽう中国側は、「特定地域で利益をもたらす経済活動を独占する正当性そのもの」を「課税対象」とするのが原理である。この時期それに対応する制度は、釐金の徵収と有力同郷同業団体の統制であって、そこにあらわれる行為が、後者の「団結」、「独占」だということになる。民事訴訟で争われたのは、あくまで個々の商行為である。その背後に当時、あい容れない双方の制度が作用していた。なぜなら、それぞれの制度をなりたたせる根本的な原理が異質だったからである。本書はこうした、清末中国の原理と制度、行為に区別す

べき対象を、往々にして「伝統中国」の「秩序」という概念でくるため、にじみあいがまぬかれない。たとえば、「ここに明代以来の王朝国家による伝統的な商人支配体制は最終的に瓦解した」(185ページ)という論旨と「明代以来連綿と続く官僚と商人の関係は、税を徴収する『官』に当る存在が清朝政府と革命派に大きく分裂していた辛亥革命期においても基本的に存続していた」(265ページ)という叙述は、矛盾するように映らないだろうか。何が「崩壊」し、何が「存続」したのか、何が変わり、何が変わらなかつたのか。前者を評者のいう制度に、後者を原理に附分けすれば理解しやすくなろう。ところが「明代以来連綿と続いてきた王朝国家の伝統商業秩序を全面瓦解に導いた」(311ページ)といわれると、それは一転みきわめづらくなる。

評者はかつて、海關に託して「取引=徴税」という概念化を試みたことがある。これは上の論法にしたがえば、取引も徴税も、時期ごとの経済的、政治的要因によって可変的な制度でありながら、両者の関係は「=」で結ばれる不变的な原理だというにある。本書はこんな大まかな図式にあきたらず、さらに緻密な分析を通じ「社会統合原理」にまで一般化してくれた。「社会統合原理」の実相を洞察しようとしない、現在の研究情勢に対する批判には共鳴を覚える。しかしこのようにみてくると、行為の観察と原理の定義とのあいだにあるべき、制度の論証と意義づけが手薄だといわざるをえまい。

制度研究の要諦は創設過程の解明にあり、それを通じてこそ、制度「瓦解」の条件としくみも鮮明になる。本書の場合でいえば、釐金賦課と有力同郷同業団体結集をもたらした因果関係・動態構造の解析に意を尽くしてほしかった。子口半税特權と株主の有限責任制、「英語を話す中国人」がもつ歴史的意義

も、それでいっそうきわだったはずである。

ともあれ本書が定義した「社会統合原理」は、前述のとおり明快である。賛否いずれにせよ、もはやこの定義を避けて通ることはできまい。それなら、本書が「条約港社会」の中英通商関係から抽きだしたそれは、いかほどのひろがりをもちうるのか、「商業」に隣接する財政・軍事・外交といかなる関わりにあるのか。なお気に懸かるのはそこである。けれども自らの研究立証を経ない、そうした論及に禁欲的なのは、実証的良心的な学術書なら当然の態度だといってよい。むしろ評者も含む後進の課題である。本書の定義がどこまで有効なのか、それは中国史のみならず、世界史を問いかねばならない。本書の真価はその答えが出たとき、はじめて明らかになるべきものであろう。

文献リスト

<日本語文献>

- 村上衛 2003. 「書評 Eiichi Motono, *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860-1911: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai*」『東洋史研究』第62巻第3号：77-88.
- 本野英一 2000. 「書評 岡本隆司著『近代中国と海閥』」『土地制度史学』第168号：72-75.

<英語文献>

- Motono, Eiichi 2000. *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860-1911: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai*. Basingstoke: Macmillan.

(京都府立大学文学部助教授)